

議案第 49 号

瑞穂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

瑞穂町固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1節から第3節 略</p> <p>第4節 略</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3から5 略</p> <p>第7条から第12条 略</p> <p>第5節 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1節から第3節 略</p> <p>第4節 略</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3から5 略</p> <p>第7条から第12条 略</p> <p>第5節 略</p>